

柳井地区広域消防組合火災予防条例等施行規則

(昭和四十七年三月二十二日)
柳井地区広域消防組合規則第九号

改正

昭和四十八年	三月二〇日規則第	二号
昭和四十八年	七月二〇日規則第	四号
昭和五十二年	六月二〇日規則第	五号
昭和五十二年	六月二〇日規則第	六号
昭和六一年	八月 一日規則第	一号
昭和六一年	九月 四日規則第	二号
平成 二年	四月二七日規則第	一号
平成 四年	四月二〇日規則第	一号
平成 六年	三月一八日規則第	三号
平成 七年	四月一七日規則第	一号
平成一〇年	二月二五日規則第	四号
平成一四年	二月二六日規則第	二号
平成一五年	三月 五日規則第	一号
平成一七年	一月二八日規則第	一号
平成一九年	三月 一日規則第	一号
平成二一年	二月一六日規則第	一号
平成二六年	一月三〇日規則第	一号
平成二八年	三月三一日規則第	四号
平成二九年	八月 一日規則第	一号
令和 元年	六月 五日規則第	一号
令和 二年	二月二四日規則第	四号

(趣旨)

第一条 この規則は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七

号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）及び柳井地区広域消防組合火災予防条例（昭和四十七年柳井地区広域消防組合条例第十二号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定める。（立入検査の証票）

第二条 法第四条第二項（法第十六条の三の二第三項、第十六条の五第三項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第八十三条第八項の規定による証票は、別記様式一のとおりとする。

全改（平二一規則第一号）

第三条 削除（昭五二規則第六号）

第四条 削除（平一九規則第一号）

（変電設備等の標識、掲示板、表示板又は満員札）

第五条 条例に規定する標識、掲示板、表示板又は満員札は、次表のとおりとする。

区分	根拠条文 (条例)		色	
	短辺	長辺	地色	文字色
「燃料電池発電設備」、「変電設備」、「急速充電設備」、「発電設備」又は「蓄電池設備」で	第八条の三第一項及び第三項・第十一條の二	第一項第五号及び第二項・第十二條第	白	黒
	長さ（センチメートル）	短辺 長辺		
	一五三〇以上			

ある旨の標識	二項及び第三項・第十三条第二項及び第四項				
水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入りを禁止する旨の標識	第十七条第三号	三〇 以上	六〇 以上	赤	白
「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識	第二十三条第二項・第二十三条第四項第一号・第二十三条第五項	二五 以上	五〇 以上	赤	白
「喫煙所」である旨の標識	第二十三条第四項第二号	一〇 以上	三〇 以上	白	黒
「少量危険物」、「指定可燃物」を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	第三十一条の二第二項第一号・第三十三条第三項・第三十四条第二項第一号	三〇 以上	六〇 以上	白	黒
「少量危険物」、「指定可燃物」の品名、最大数量等を掲示した掲示板	第三十一条の二第二項第一号・第三十三条第三項・第三十四条第二項第一号	三〇 以上	六〇 以上	白	黒

「指定可燃物」の移動タンクに係る標識	第三十三条第三項準用（第三十一条の二第二項第一号）	三〇 以上	三〇 以上	黒	黄色の反射性を有するもので「指定可燃物」と表示
「火気厳禁」、「火気注意」と表示した掲示板	第三十一条の二第二項第一号・第三十三条第三項・第三十四条第二項第一号	三〇 以上	六〇 以上	赤	白
「禁水」と表示した掲示板	第三十一条の二第二項第一号	三〇 以上	六〇 以上	青	白
定員表示板	第三十九条第四号	二五 以上	三〇 以上	白	黒
満員札	第三十九条第四号	二五 以上	五〇 以上	赤	白

2 前項の表中、「燃料電池発電設備」、「変電設備」、「発電設備」又は「蓄電池設備」である旨の標識については、記入文字をそれぞれ「燃料電池発電室」、「変電室」、「発電室」、「蓄電池室」とすることができ、全改（平一九規則第一号）（火気使用場所の指定）

第六条 条例第二十三条第一項の規定による裸火等の使用若しくは危険物品の持込みを禁止する場所を指定するときは、別記様式二の火気使用禁止場所指定書による。 追加（昭六一規則第二号）

（劇場等の火気使用または危険物品持込禁止の一時解除の願出）

第六条の二 条例第二十三条第一項ただし書の規定により、前条の指定を受けた場合において、上演のため、特に喫煙し、若しくは裸火を使用し、または火災予防上危険な物品の持込みをしようとする場合、その指定を受けた場所の所有者または管理者（これらの者の委任を受けた者を含む。）は、火気使用または危険物品持込み禁止一時解除願（別記様式二の二）を当該行為をしようとする日の七日前までに、消防長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならぬ。 改正、繰下げ（昭六一規則第二号）

（火災警報の発令）

第七条 条例第二十九条の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）の発令は、次の各号のいずれかに該当する気象状況となり、かつ、火災発生の危険性が著しく大であると認められるときに発令するものとする。

- 一 実効湿度六五パーセント以下及び最少湿度二五パーセント以下のとき。
- 二 実効湿度五〇パーセント以下及び最少湿度三五パーセント以下のとき。
- 三 実効湿度六〇パーセント以下及び最少湿度三五パーセント以下並びに最大風速毎秒一〇メートル以上のとき。
- 四 最大風速毎秒一五メートル以上のとき。ただし、日降水量一ミリメートル以上の場合を除く。 追加（平一七規則第一号）

（防火対象物の使用開始の届出）

第八条 条例第四十三条第一項の規定による防火対象物の使用開始の届出は、防火対象物使用開始届（別記様式三）によって行なわ

なければならぬ。 繰下げ（平一七規則第一号）

（火を使用する設備等の設置の届出）

第九条 条例第四十四条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次に掲げる届出書によるものとする。

- 一 条例第四十四条第一号から同条第八号の二まで 別記様式五
- 二 条例第四十四条第九号から同条第十三号まで 別記様式六
- 三 条例第四十四条第十四号 別記様式七
- 四 条例第四十四条第十五号 別記様式八

改正（令二規則第一号）

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第十条 条例第四十五条の規定による届出は、次表に掲げた該当する様式の届出書によって行なわなければならない。

(一) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為	別記様式九
(二) 煙火の打上げ又は仕掛け	別記様式十
(三) 劇場以外の建築物又は工作物で演劇、映画その他の催物の開催	別記様式十一
(四) 水道の断水又は減水	別記様式十二
(五) 消防隊、救急隊の通行その他消火活動又は救急業務に支障を及ぼすおそれのある道路工事等	別記様式十三

繰下げ（平一七規則第一号）

(指定洞道等の届出)

第十条の二 条例第四十五条の二第一項及び第二項の規定による指定洞道等の届出及びその変更の届出は、別記様式十四の指定洞道等届出書による。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、変更の届出にあつては、変更する事項以外の図書の添付を省略することができる。

一 指定洞道等の経路、出入口及び換気口等の位置を記載した経路概略図。

二 指定洞道等の内部に敷設されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、その他主要な整備等の概要書。

三 指定洞道等の内部における火災に対する次の安全対策を記載した図書。

ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。

イ 火気を使用する工事又は作業を行なう場合の火気管理及び喫煙管理等の出火防止に関すること。

ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供に関すること。

エ 職員及び作業員の教育訓練に関すること。

オ その他安全管理に関すること。

3 条例第四十五条の二第二項に規定する重要な変更とは、消防長が指定する洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設若しくは撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその他安全管理対策等の大幅な変更とする。 繰下げ(平一七規則第一号)

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱い及び廃止の届出)

第十一条 条例第四十六条の規定による届出は、貯蔵又は取扱いをしようとする場合の届出は、別記様式十五、廃止をしようとする

場合の届出は別記様式十五の二によって行なわなければならない。 繰下げ(平一七規則第一号)

(願書、届書の提出部数)

第十二条 この規則による願書又は届書の提出部数は、それぞれ正本一部及び副本一部とする。ただし、第十条表中(一)、(四)及び第十条の廃止をしようとする場合の届出については、正本一部を提出すれば足りる。

2 条例第四十五条第一号(本規則第十条表中(一))の届出は、電話又は口頭をもってすることができる。ただし、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十一条の規定に基づき、条例第一条中に掲げる、市、町の長から森林の火入れについて許可を受けている場合は、当該火入れの許可証の写しに、当該火入れをしようとする場所の見取図を添付して、消防長に提出したときは、第十条の表(一)による届出がなされたものとみなす。

3 消防長は、この規則による願書又は届書を受理したときは必要な調査、審査を行い、火災予防上又は消火、救急等の業務上支障がないと認めたときは、副本のあるものについては願書の場合別記様式十六の承認済印を、届書の場合別記様式十七の届出済印を副本に押印して願出者又は届出者に交付する。

4 この規則による願書又は届書を消防署若しくはその出張所が処理するときは、前項の例による。 改正(平一九規則第一号)

(タンク検査等の申請書等の様式) 第十二条の二 条例第四十七条の規定によるタンクの水張検査又は、水圧検査は、別記様式十五の三の申請書によって行なわなければならない。

2 前項の申請による検査に合格した場合には、別記様式十五の四によるタンク検査済証を交付する。

繰下げ(平一七規則第一号)

(関係市町への通知)

第十三条 消防長は、第十条表中(一)、(四)及び(五)の届出があったときは、条例第一条に掲げる市町のうち、関係のある市町の長へ通知するものとする。ただし、第十二条第二項ただし書きの場合及び、消防長が消防団の活動上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

改正(平一九規則第一号)

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第十四条 条例第三条第二項第三号、第十一条第一項第九号及び第十八条第一項第十三号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者は次のとおりとする。

一 条例第三条第二項第三号(条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第七条の二第二項、第八条、第八条の二、第九条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

イ 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

(イ) 石油燃焼機器の点検整備に関する知識及び技能の審査・証明事業認定規程第二条の規定に基づく認定を受けて財団法人日本石油燃焼機器保守協会が行う審査・証明事業により石油機器技術管理士の称号を付与されている者

(ロ) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者(条例第四条第二項、第八条及び第八条の二において条例第三条第二項第三号を準用する場合に限る。)

ロ 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

(イ) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)に基づく電気主任技術者の資格を有する者

(ロ) 電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)に基づく電気工事士の資格を有する者

二 条例第十一条第一項第九号(条例第八条の三第一項及び第三項、第十一条第三項、第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第十五条第二項並びに第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

イ 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

ロ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

ハ 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者(自家用発電設備専門技術者)(条例第十二条第二項及び第三項において条例第十一条第一項第九号を準用する場合に限る。)

ニ 社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者(蓄電池設備整備資格者)(条例第十三条第二項及び第四項において条例第十一条第一項第九号を準用する場合に限る。)

ホ 社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者(ネオン工事技術者)(条例第十四条第二項において条例第十一条第一項第九号を準用する場合に限る。)

三 条例第十八条第一項第十三号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

石油燃焼機器の点検整備に関する知識及び技能の審査・証明

事業認定規程第二条の規定に基づく認定を受けて財団法人日本石油燃焼機器保守協会が行う審査・証明事業により石油機器技術管理士の称号を付与されている者

改正（平一九規則第一号）

（避雷設備の指定）

第十五条 条例第十六条第一項の規定による避雷設備は、JIS A 四千二百一（建築物等の避雷設備（避雷針））とする。

繰下げ（平一七規則第一号）

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第十五条の二 条例第四十七条の二第三項の規程で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ、（十六の二）項 及び（十六の三）項に掲げる防火対象物で、法第十七条第一項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないものうち、法第四条一項に規定する立入検査においてこれらの消防設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第四十七条の二第三項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

第十五条の三 条例第四十七条の二第一項の公表は、前条第一項の立入検査の結果を通知した日から十四日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、柳井地区広域消防組合ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

一 前条第二項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及

び所在地

二 前条第二項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）

三 その他消防長が必要と認める事項

（委任）

第十六条 この規則の施行について必要な事項は、管理者の承認を得て消防長が定める。 繰下げ（平一七規則第一号）

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月二〇日規則第二号）

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年七月二〇日規則第四号）

この規則は、昭和四十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年六月二〇日規則第五号）抄

この規則は、昭和五十二年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年六月二〇日規則第六号）

この規則は、昭和五十二年七月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年八月一日規則第一号）

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年九月四日規則第二号）

この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二年四月二七日規則第一号）

この規則は、平成二年五月二十三日から施行する。

附 則（平成四年四月二〇日規則第一号）

この規則は、平成四年七月一日から施行する。

附 則（平成六年三月一八日規則第三号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年四月一七日規則第一号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月二五日規則第四号)

この規則は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月二六日規則第二号)

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月五日規則第一号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二八日規則第一号)

この規則は、平成十七年二月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一日規則第一号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年二月一六日規則第一号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月三〇日規則第一号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日規則第四号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年八月一日規則第一号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月五日規則第一号)

この規定は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和二年十二月二十四日規則第四号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。